

夢洲 IR カジノ用地賃料「不当鑑定疑惑」

日本共産党大阪市議団などが14日、記者会見でIRカジノ用地の不動産鑑定評価から「IRを考慮外」としたのは、大阪市の指示だったことを明らかにした。大阪市のこれまでの説明と異なる公文書を示して、鑑定評価の疑惑に迫った。大阪IRカジノの夢洲誘致に重大な問題を投げかけている

この報道から、今年2月2日、大阪府が次のような「見解」を発表したことを思い出した。

令和5年1月30日に毎日放送で報道されたテレビ放送などは、報道をご覧になった市民の方々に誤解を生じさせる内容となっていました。この報道内容に対する本市の見解は次のとおりです。4を紹介する。

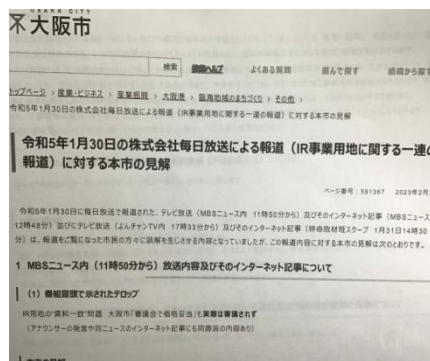
よんちゃんTV内(17時33分から)において取り上げられたテロップ等の表現「IR用地をめぐる疑惑数々の矛盾」というタイトルで、「IR事業を考慮せず評価を依頼」についての本市の見解が下記のように書かれている。

本件の鑑定評価にあたっては、鑑定業者1社から「IR事業は国内実績もなく、評価上考慮することは適切ではないと考えている」旨の意見を受け、他の鑑定業者3社に「IR事業を考慮外とする」ことの所見を聞いたところ、3社とも「IR考慮外とする条件設定が妥当」との所見を確認したので、本市からの指示事項として「IR考慮外とする」と条件設定を提示しました。

本市からの指示事項として条件提示を受けた各鑑定業者は、「不動産鑑定評価基準」においてその条件設定に妥当性がなければ採用しないものとされていますが、各鑑定事業者は当該条件に妥当性があるものと判断し、IR考慮外として鑑定評価を行ったものであります。

もう一つ、昨年10月14日決算特別委員会の多賀谷委員の質問に対し、高橋副市長は次のように答弁している。

「いわゆる賃貸料につきましては、大阪港湾局がまず不動産鑑定業者4者に鑑定を出して、それから、鑑定内容については大阪市不動産評価審議会、その審議を経て適正に設定しております。その際の鑑定条件としまして、いわゆるカジノ計画は考慮外としております。これにつきましてはIR事業の特殊性ということで、これまで実績がないとかそういうことも踏まえまして、鑑定業者から評価の前提とすることが適切でないという意見があったことを踏まえまして、本市としては、カジノ計画は考慮外としております。」



(2023年3月18日)